

『堤中納言物語』における本文復元の再検討：『はなだの女御』の「推測批判」を中心に

岡田，貴憲

<https://hdl.handle.net/2324/7326922>

出版情報：Chuukobungaku. 109, pp.3-13, 2022-05-31. 中古文学会
バージョン：
権利関係：© 2022 Author



『堤中納言物語』における本文復元の再検討

——『はなだの女御』の「推測批判」を中心に——

岡 田 貴 憲

一 『堤中納言物語』と「推測批判」

『堤中納言物語』の現存伝本は、今日までに報告されたものだけで六十本以上を数えるが、その書写年時はいずれも近世初期を遡らず、信頼度の高い古写本を欠いた状況にある。しかもそれらの近世期写本が、古くとも中世末期以降の一本から派生したものに過ぎず、系統区分に値するほどの本文異同が伝本間に存在しないことは、池田利夫「解説」^(注)が次のように詳説する通りである。

『堤中納言物語』の諸伝本間の異同を、土岐武治氏の校本によつて見ても、脱行などによる大きな異同を除くと、転写過程による不注意な誤脱と、それを補正するうえでの若干の意改本文の発生がやや見られる程度で、本文系統として区分されるものも、中世末か、近世初頭における一本を祖本としてこの物語が活発に写され出した結果、書写経路をそれぞれ異にすることによつて生じた差異、というように思われた。したがって、伝本間相互に些細な異同しか

く、その間に複数の校訂者が介在したとは考えたい現状においては、あまりに細かな系統分類が、本文研究のうえでどれほどの意義を有するか疑問であり、一口にいえば、この物語の伝本は一系統で、区分がないところに本文批判の困難な問題点があるともいえるであろう。

こうした『堤中納言物語』の残存状況は、系統の異なる伝本を対校して原型に近いと考えられる本文を「帰納的」に再建するという、通常の本文校訂の手法におのずと限界をもたらし、それゆえこの作品の本文整理にあたっては、いわゆる「推測批判」の方法、すなわち一般論や普遍的事実に基づいた「演繹的」な手続きによつて、本文の然るべき原形態を復元しようとする手法の必要がかねてより訴えられてきた。例えば、

今後とも、有力な善古写本の発見につとめなければならぬことはもとよりであるが、一方では語彙、語法や表記、仮名づかいの探究や、さらに誤写、脱衍を解明する古筆学的な方法を加えて、高次本文批判の道を開発しなければならぬであらう。

と述べ、帰納的方法による「低次本文批判」への拘泥からの脱却を提起した鈴木一雄『堤中納言物語』研究小史^(注2)は代表的な一例である。この論を収める鈴木『堤中納言物語研究序説』は、ときに行き過ぎた「推測批判」への戒めを説いた著として引かれることがあるが、その中にあることもこうした訴えがなされていたことは、いま重く受け止め直される必要があると思われる。

現存伝本が近世期写本に偏り、系統間の対校が有効な手立てとならない作品は、『落窪物語』や『蜻蛉日記』など中古文学において決して珍しくはないものの、『堤中納言物語』の場合は、短篇集という性格ゆえに、一つの難読箇所が各篇全体の読みを揺るがしかねないという点で、本文復元の重要度が他作品を圧倒する。近年も、『堤中納言物語』研究の各課題についてまとめた井上新子『堤中納言物語』^(注4)が、

事実上異本と呼びうる伝本が存しない状況下、損傷の激しい難読箇所をどう校訂し解釈するのかといった問題が、作品研究をすすめる上で今なお大きく横たわっている。……

本文校訂と解釈は、作品論を展開する上で基礎となる重要な問題であり、今後も『堤中納言物語』の研究に取り組む際に忽せにできぬ分野である。

と述べているように、「損傷の激しい難読箇所をどう校訂し解釈するのか」という問題は、本シンポジウムのテーマである「堤中納言物語研究の現在」において、まさに進行形かつ喫緊の課題であると言える。

そうした状況の中で、『堤中納言物語』における本文復元に

ついて再検討を要すると考えられるのが、井上論文においても「本文の不審箇所」に積極的な復元的批判を加え本文整定案を示す「一連の論考」として注目されている、後藤康文氏による復元案である。後藤康文「幻惑装置としての現存本文」^(注5)に、

『堤中納言物語』の各篇を論じようとする際にくれぐれも気をつけなければならないのは、その拠り所となる現存本文が思わぬ幻惑装置と化して、われわれを誤った方向へと導く危うさを、常時孕んでいるという点なのである。

と説かれるごとく、現存本文を盲信することの危険性を強く主張する立場から、各篇について大胆な「推測批判」による仮説を提示してきた後藤論をめぐっては、個々の案に対する言及はみられるものの、その当否に対する検証は十分に行われていないのが現状である。そこで本報告では、一連の後藤論による復元案を、不審本文とそれに対する仮説の蓄積として捉える視座から、個別の事例についての再検討を行い、『堤中納言物語』における本文復元の今後について、ささやかながら見通しを示すこととする。

二 『はなだの女御』の不審本文

本報告で議論の中心として取り上げるのは、『はなだの女御』にみられる次の一節である。

みやうふの君は、「はちすのわたりも、この御かたちも、

この御かたなど、いつれまさりて思きこへ侍らん。にくきえた、をはせしかし」。

『はなだの女御』^(注6)四才

『はなだの女御』では、冒頭部において主人公による垣間見

の様子が語られたのち、その邸内で、総勢二十一名の女性たちが各自の女主人を植物に喩え合う、比喩合戦の行われる様子が描かれていく。やがて作品のおよそ中間部に至って日が暮れた頃、主人公の独詠と思しき和歌一首に続いて記されるのが、右に掲げた「命婦の君」という女性による一同への問いかけの台詞である。「はちすのわたり」との表現は、さきに命婦の君が自らの仕えている女院について、

かのはちすの花は、まろが女院のわたりにこそ、似奉りたれ。
(同二才)

と喩えたことに基づくが、それに続く傍線部が不審本文とされている。

後の文脈において、「いづれまさりて思ひきこへ侍らん（＝どなたが優れていると思ひ申し上げましょうか）」と言ひ、「憎き枝、おはせじかし（＝醜い枝は、いらつしやいませんよ）」と結んでいることから、この箇所で命婦の君が、自らの仕える女院とほかの女性達の仕える女主人との間に、優劣を付けられないと考えていることだけは確かである。しかし「この御かたちも、この御かたなど」という部分は訳しがたく、従来さまざまな解釈が試みられている。その中でも代表的な注釈書の訳文を掲げる。

○（先刻申しました私の女院、即ち）蓮のあたりも。（でございませうが。）この（蓮の御方さまの）御容貌も、この（皆さま方のおつしやった）御方たち（の御容貌）など、どちらが勝つて居て（どちらが劣つて居ると）思ひ申しませうか。
(山岸徳平『堤中納言物語全註解』^(注7))

○私の仕える蓮の女院様も、今話題となった御方々のご様子も、『特にこの御方が』など、どちらがすぐれているなどと優劣はおつけできない。（稻賀敬二『日本古典文学全集』^(注8)）

○女院【も】、「話題の女性達の」ご様子も「すばらしい」。
【この御方】がなどと、どなたが秀れていらつしやるとお思ひ申し上げます。

（塚原鉄雄『新潮日本古典集成』【一】は筆者による^(注9)）
これらの注釈書は、当該箇所について積極的な説解上の工夫を凝らしているものだが、いずれの訳文にも相応に問題が認められる。

まず『堤中納言物語全註解』では、「はちすのわたりも」で句点を打ち、「蓮のあたりもでございませうが」と語を補う案が示されている。しかしこの一文が何を受けて「はちすのわたりも」と言っているのが不明瞭な上、それに続く文章も曖昧な訳になっていることが否めない。これは、原文に存する「AもBなど」という不自然な構文をそのまま訳出していることに起因しており、その点について改善を試みた例が、『日本古典文学全集』および『新潮日本古典集成』の訳文である。

『日本古典文学全集』では、「この御方」を鉤括弧に入れることで、『特にこの御方が』などと優劣をつけられない」のように処理し、「AもBなど」という構文を解消している。だが問題はその前文で、「女院様も、今話題となった御方々のご様子も」という並列の構文を見出だすべく、「この御かたち」という単数形の表現を、それまでに言及されてきた女主人の全員の様子を指すと解する点、疑問を禁じ得ない。

そして『新潮日本古典集成』は、「はちすのわたりも、この御かたちも」で一度句点を打ち、発話を二文に分けることで、やはり「AもBなど」という不自然な構文を解消する。しかし、訳としては『日本古典文学全集』に近い形となっているため、単数形の「この御かたち」を「話題の女性達のご様子」と解釈する点で、同じく問題を抱えている。

このように、従来の注釈書による解釈は、いずれも問題の本文について不審を除くものとは言えず、現存本文による読解が困難である以上、本文そのものに誤りがある可能性を考慮する必要がある。そして、この箇所について伝本間の本文対立はないことから、「推測批判」による復元が唯一の対処方法となり、後藤論による復元案を再検討することが課題となる。

三 復元案の再検討

当該箇所に対して「推測批判」による復元を試みた後藤康文『はなだの女御』^(注10)覚書」は、まず「命婦の君は」の部分について、

一つだけ確実視されるのは、「命婦の君」に下接する係助詞「は」は、「はちすのわたり」の「は」の衍字だということ。『校本』に拠るかぎり、この「は」は諸本にあるようだが（二二〇頁）、ただちに削除されるべきだろう。

と削除の必要を主張した上で、問題の傍線部について、

現存本文のままでは意味不通であり、「誤写」や「脱文」を想定しなければ解けないと判断するのが妥当ではないかと思う。もつとも、最初から脱文ありと認めてしまえばそ

の時点でもはやお手上げになってしまいうので、何とかその手前の次元で本文の変成を説明できないものだろうか。として、次のような本文転化過程を「冒険的仮説」として提起する。

- ◎ 原型 「はちすのわたりと、この御かたなど」
- ① 誤写 「はちすのわたりも、この御かたなど」(止↓毛)
- ② 傍記 「はちすのわたりも、この御かたなど」
- ③ 混入 「はちすのわたりも、この御かたも、この御かたなど」

この復元案は、「この御かたちも」の一文が「この御かたなど」から生じた「衍文」である、という仮定に基づいており、原型は「はちすのわたりと、この御かたなど」であったとされる。ここから、まず「と(止)」から「も(毛)」への字形相似による単純な誤写が発生し、次いで「この御かたなど」の部分に疑った書写者が「この御かたちもカ」のような注記を加え、最終的にそれが本行に混入する形で、現存本文へ至ったという過程が想定されている。

「命婦の君は」の一字削除については筆者は必要とみないが、それ以降の復元案が興味深く思われるのは、以下に見ていくように、他の後藤論における復元案に同様の事例が確認されることによる。その一つは後藤康文『虫めづる姫君』^(注11)復元」が取り上げる、『虫めづる姫君』の次の一節である。

わらはへのなは、「れいのやうなりはわひし」とて、虫の名をなむつけ給たりける。けらを、ひきまろ、いなかたち、いなこまろ、あまひこなむなとつけて、めしつかひ給ける。

『虫めづる姫君』四ウゝ五オ

主人公の姫君が自身の召し使う童に、普通の名前ではなく虫の名を付けていると述べられる箇所で、ここに虫の名を擬人化したとみなされる名前が並ぶ中に、「いなかたち」のみが、その類型から外れている点が不審となる。これに対して後藤論の復元案は、「いなかたち」を「いなごまろ」の誤写によって生まれた転化本文とみて、その本文を疑った人物が加えた「いなごまろ力」のような注記が、後に本行に混入したと想定し、次のような本文転化過程を提起する。

◎原型 「いなごまろ」

①誤写 「いなかたち」 (「万呂」→「多知」)

②傍記 「いなかたち」
いなごまろ力

③混入 「いなかたち、いなごまろ」

いま一つは後藤康文『『はいずみ』覚書^(注12)』が取り上げる、『はいずみ』の次の一節である。

いゑにわたさむとせし人には、「こゝなる人のわつらひけ
れは、をりあしかるへし、あやしかるへし、このほとをす
こしてむかへたてまつらん」といひやりて……。

『はいずみ』九オ

別の女を家に迎えようとする男の薄情を嘆いた妻が、一度は出奔するも追いかけてきた男にほだされて家に戻つたため、男が、迎えようとしていた別の女に事情が変わつたことを弁解する場面で、ここに「あしかるべし、あやしかるべし」とあるのが不審本文である。後藤論の復元案は、「あやしかるべし」を、「折あしかるべし」に対して蛇足となる表現とみて衍文を疑う

もので、「あしかるべし」に「や」の衍字が加わって「あやしかるべし」に変化した後、その本文を疑った人物により「あしかるべし力」のような注記が加えられ、それが後に本行へ混入した、という本文転化過程が想定されている。

◎原型 「あしかるへし」

①衍字 「あやしかるへし」

②傍記 「あやしかるへし」
あしかるべし力

③混入 「あしかるへし、あやしかるへし」

このように、『虫めづる姫君』と『はいずみ』の例は、類似の文字列が連なることで不審本文を形成しているという点で、『はなだの女御』の問題本文とよく似ており、それらを同一のロジックで処理できる後藤論の復元案には、一理があるように思われる。しかし、この復元案と本文転訛の過程には、二つの問題点を指摘することができる。

第一に、後藤論文がみずから、

右の私案でも、副助詞「など」は複数を表すことばではなくあくまで例示にとどまるため、その点でなお不安が残る。

が、もしこれに従うと、命婦の君の発言はおよそ、「蓮の花にお喻えた私が仕える」女院様と、今皆さんの話題になつた女御方などと(を比較して)、どなたが(とりわけ)優れていらつしやると思い申し上げましょうか」ほどの意に解釈できるのではあるまいか。

と述べているように、原型本文として想定する「この御かたなど」については、副助詞「など」の解釈に疑問が残る。中古の用例において、「御方」を複数形にする際に「御方など」と言

うことはなく、この場合の「など」は例示の意に解することになるが、すでにこれまで話題に上がってきた女主人達を例示の表現で指し示すのは、明らかに不自然と考えられる。

第二には、本文転訛のロジックが『虫めづる姫君』『はいずみ』の二例とは若干異なっているということを指摘できる。両例では、いずれも衍文の元となった原型本文に、誤写や衍字による変化が生じたのち、注記が加えられた、という過程が想定されているが、一方の『はなだの女御』の場合は、「この御方など」という原型本文がそのまま保存されている所に、「この御かたちも力」という新たな本文が注記された、と想定する点が異なる。これらのロジックを一貫させる形で、『はなだの女御』については別の転化過程を想定することが好ましい。

そこで本報告では、まず次の復元案を提示する。

◎原型 「はちすのわたりと、この御かたく」と

①誤写 「はちすのわたりも、この御かたちも」(止↓毛、

く止(↓久毛) ↓知毛)

②傍記 「はちすのわたりも、この御かたちも」

③混入 「はちすのわたりも、この御かたちも、この御かたなと」

原型としては、「御方」の複数形である「御方々」を含む、「はちすのわたりと、この御かたく」という本文を想定する。そこから、字形相似による二種類の誤写、すなわち「と」から「も」への誤写二箇所と、「く」から「ち」への誤写が発生し、次いで「この御かたちも」の部分を疑った人物が「この御かたなど力」のような注記を加えたことで、最終的に傍記

の本行への混入によって現存本文へ至ったという転化過程を考える。この場合、『虫めづる姫君』『はいずみ』の復元案と整合するロジックになり、さきに述べた問題点はいずれも解決されることとなる。

四 伝本混成による本文転化の想定

その上で本報告では、さらに別の試案を提示したい。というのも、後藤『はなだの女御』覚書による復元案には、もう一つ考えるべき根本的な問題点が認められるためである。

それは、不審本文に対して本文注記が加えられる際の態度の問題である。すなわち、『虫めづる姫君』の例で言えば、「いなかたち」という不審本文に対して、「いなこまる力」のように全体を丁寧^{こまる力}に注記することは決して一般的でなく、通常は「いなかたち」のように部分的に注記する形式が、物語写本には散見する。そうした通常の注記態度に照らすと、ここまでに見た復元案の転化過程は、衍文説を採るにあたって好都合に過ぎる、と疑われてこよう。この問題点を解消するために、本報告では以下に示す後藤論による三種類の復元案を参考として、一つの仮説を立ててみたい。

このひめ君と、うゑとの御かたのひめ^Aと、かいあはせ^Bと
させたまはんとて、月比いみしくあつめさせたまふに、あ
なたの御かたは、たいふの君、しゝうの^Bと、かいあは
せゝさせ給はんとて、いみしくもめさせ給なり。

※傍線部Aの「^A」、底本は踊り字誤脱とみて三手文庫
《貝あはせ》二ウ

本により補う。

右例は『貝あはせ』の一節で、主人公の垣間見に気付いた女童が、姫君達がこれから行う貝合のために、みな準備に奔走していることを説明する箇所である。この中で、傍線部A・Bの二箇所「と、かいあはせ」を「させたまはんとて」という全く同じ文字列が近接して現れることについて、従来疑義が呈されている。後藤康文『「貝あはせ」覚書^(金)』では、傍線部A・Bともに、直前に「君」の文字があることから、目移りによつて衍文が発生したという想定のもと、傍線部Bを削除した、

このひめ君と、うゑとの御かたのひめ君と、かいあはせゝ
させたまはんとて、月比いみしくあつめさせたまふに、あ
なたの御かたは、たいふの君、しゝうの君、いみしくもと
めさせ給なり。

のような形を原型とみている。

よきほとなるわらはのは、やうたひをかしけ^{〔なる〕}いたう^c
なへすきて、とのゐすかた^{〔なる〕}すわうにやあらむ、つ
やゝかなるあこめに、うちすきたるかみのすそ、こうちき
にはえてなまめかし。

『花桜折る少将』二才

次いで右例は、『花桜折る少将』の一節で、主人公の垣間見している邸内から庭先に出てきた、女童の外見が描写される箇所である。ここでは、「やうだいをかしげなる」という容姿全体の評に続いて、本来は衣に關しての表現である傍線部C「いたうなへすきて」という一文の接続していることが、これまで不審とされている。これに対し後藤康文『「花桜折る中将」本文整定試案^(金)』では、傍線部Dの「すわうにやあらむ、つやゝか

なるあこめ」までが、原型では傍線部Cの前の一行として位置していたと考え、傍線部Dが一度脱落したのち、行末尾の「なる」の目移りによつて、誤つて傍線部Cの次の行に補入された、と想定している。すなわち、

よきほとなるわらはのは、やうたひをかしけなる、すわうに
やあらむ、つやゝかなるあこめ^cいたうなへすきて、との
ゐすかたなるに、うちすきたるかみのすそ、こうちきには
えてなまめかし。

のような形が想定される原型である。

ひたりのかうし左中弁、右のは四位少将。よみあくるほど、
こさい将君なと「いかに心つくすらん」とみえたり。「四
位少将、いかに、をくすや」と、あいなう、中納言うしろ
み給ほとねたけなり。左、

君^Bが代のなきためしにあやめ草ちいろにあまるねを
そひきつる

右、

なへてのとたれかみるへきあやめ草あさかのぬまのね
にこそありけれ

とのたまへは、少将、「さらにおとらしものを」とて、

いつれともいかゝわくへきあやめ草おなしよとのお
ふるねなれは

『逢坂越えぬ権中納言』四ウゝ五才

最後の右例は、『逢坂越えぬ権中納言』の一節で、主人公である中納言が、左方の方人として、根合終了後の歌合に参加する場面である。このうち右方の出詠歌として記されている「なべてのと」の歌については、第四句「あさかのぬま」が、これ

以前にみえる、「あさかの沼をたづねてはべり」(同三ウ)という中納言の台詞を踏まえること、そして歌に続いて「のたまふ」とあることから、本来は右方の歌ではなく、中納言による左方の応援歌であることが、従来指摘されている。そのため、傍線部Eの「君が代の」の歌についても、「なべてのと」の歌と対になるように記されている点に、何らかの誤りがあると見られてきた。後藤康文「幻惑装置としての現存本文」(前出)では、この傍線部Eの歌が、元来「右のは四位の少将」の次の行に位置していた、とする大胆な復元案を示し、「なべてのと」の歌が右方の出詠歌と誤解されたことに伴って、歌の位置が移動された、という転化過程を想定している。同論の想定する原型は次のような形となる。

ひたりのかうし左中弁、右のは四位少将。左、

君が代のなかきためしにあやめ草ちいろにあまるねを
そひきつる

とよみあくるほと、こさい将君など、『いかに心つくすら
ん』とみえたり。右、『四位少将、いかに、をくすや』と、
あいなう、中納言うしろみ給ほとねたけなり。

なへてのとたれかみるへきあやめ草あさかのぬまのね
にこそありけれ

とのたまへは、中将、『さうにおとらしものを』とて、

いつれともいかゝわくへきあやめ草おなしよとのにお
ふるねなれは

※「少将」から「中将」への復元は、これが右方の「三位中将」を指すとする説に基づく。

これら三種類の復元案は、書写の過程で起きた、関連性のない事象のようにも見える。しかし、このうち『貝あはせ』の例が、書写時に発生する衍文とみるには不自然である点を念頭に置くと、また違う見方ができるのではないだろうか。

すなわち、『貝あはせ』の傍線部Bが目移りによる衍文であるならば、

このひめ君と、うゑとの御かたのひめ君と、かいあはせゝ
させたまはんとて、月比いみしくあつめさせたまふに、あ
なたの御かたは、たいふの君、しうの君と、かいあはせゝ
させ給はんとて、月比いみしくあつめさせたまふに、あな
たの御かたは、たいふの君、しうの君、いみしくもとめ
させ給なり。

のように、傍線部Aに続く「月比いみじく」から「じうの君」までの本文もまた、重複しているはずであり、あるいは途中で衍文に気付いたためにそれが記されなかったならば、傍線部Bには見せ消ちや墨消ちが施されたはずである。しかるに現存本文がそのどちらでもないということは、この衍文は書写時の目移りによって生じたのではなく、二つの伝本の校合によって、誤って加えられた本文である可能性が考えられることになる。

そしてこの想定は、『花桜折る少将』『逢坂越えぬ権中納言』の二例においても矛盾のない転化過程として考えられる。つまり、『貝あはせ』における衍文の追加、『花桜折る少将』における行の挿入、『逢坂越えぬ権中納言』における和歌の移動、という三種類の大規模な本文転訛は、いずれも二伝本の校合時に行われた本文操作として、同一のロジックによって説明するこ

とができるわけである。

これに伴い、『はなだの女御』において傍記混入と処理された例も、伝本校合の際に行われた本文混成の結果としてみることで、先に述べた注記態度に照らした問題点も解消される。そこで本報告では、大規模な本文操作を含む二伝本の校合が、『堤中納言物語』の共通祖本以前の段階で行われた、という仮説に則り、問題の『はなだの女御』の不審本文について、次の復元案を提出する。

◎ 原型「はちすのわたりと、この御かた／＼と」

① 誤写「はちすのわたりも、この御かたちと」(止→毛、

く(↓久)↓知)

② 誤写 A「はちすのわたりも、この御かたちも」(止→毛)

誤写 B「はちすのわたりも、この御かたなど」(知→奈)

③ 混成「はちすのわたりも、この御かたちも、この御かたなど」と

原型については一つ目の試案と同じだが、そこから「はちすのわたりも、この御かたちと」への誤写を経て、二つの誤写パターンに分岐があったと仮定し、その二伝本が合成される形で現存本文へ至ったと想定する。これを本報告における最終案として批正を仰ぐこととする。

五 「推測批判」の是非

本報告ではここまで、後藤康文氏による復元案に対して再検討を加えつつ、その一連の成果を活用した、新たな「推測批判」の可能性を探ってきた。以上の試みを踏まえた上で、『堤中納

言物語』における「推測批判」の是非ということについて、最後に提言を行う。

早く池田亀鑑「国文学に於ける文献批判の方法論」^(注15)が、

推測批判は文献の歴史に於て最も害毒を流すことの多かつた恐るべき方法である。……効果ある聡明な推測批判は、深遠な学識の総和として、まれに資格ある碩学にのみ偶然許される所であつて、それは本質的には富籤のやうな一種の投機的性質さへも含むものである。我々は一つの僥倖よりも百の失敗を警戒しなければならない。

と述べたように、本邦にドイツ文献学がもたらされて以降、前近代的手法とされた「推測批判」の適用は、長らく本文研究の場で強く戒められてきた。だが、やがて帰納的方法による本文再建が限界を迎えたことで、不審な本文の処理を放棄する研究に反発する立場が徐々に増えていった経緯がある。石田穰^(注16)「ことばの世界としての源氏物語」が、「校訂は学者の責任であらう」という自覚の下、

宣長は、よく、ここは誤写であると断定して本文を改める。今の目から見ると、誤りである場合も多い。さうした武断に対する反省もあるのであらうが、反動は対極に揺れ過ぎて、結果は無責任体制といふに近い。……この作業に終りといふことは考へられないし、誤る恐れも大いにある。しかしさういふ作業を最初から放棄してゐるのでは、話はずまらないと思ふ。

と述べ、過誤に対する危険性を認めた上で「推測批判」の必要性を強く主張したことは、特に重要な契機であった。近年、同

論文に言及した加藤昌嘉「句読を切る。本文を改める。」^(注17)は、

文法上・語法上・内容上、首を傾げざるを得ぬ文字列があった場合には、学者の責務として、できるだけ合理的な解釈案を示し、それに基づいた改訂本文と訳注を提供する、という立場を取りたい。作者自筆本に近づくために改訂を行うのでは、決してない。注釈者によって咀嚼された「読解に足る本文」を提供する、ということである。

と述べ、やはり「推測批判」の方法を含めた本文復元の必要を「学者の責務」として表明しており、さらに陣野英則『源氏物語』の本文校訂をめぐる^(注18)は、「いかなる善本であっても、本文に疵がないということはまずありえない」という事実を突きつけ、

疵を疵のままのこしたいのならば、翻刻本文を掲出すればよい。校訂本文をたてる以上、難読の箇所、あるいは本文の乱れの甚だしい箇所などに関しては、何らかの積極的対応が不可欠ではないか。……本文を尊重した上でなお不審がのこる場合には、さまざまな改訂案を考えてみることに及び腰であつてはならないと考える。

と、非常に前向きな支持を示している。「推測批判」への要請は、かつての忌避を思わせぬほど強まりつつあり、とりわけ、こうした「推測批判」への支持が、本文上の問題が決して多いとは言えない『源氏物語』の研究において示されている状況は、『堤中納言物語』の今後を考える上で、注目に値するであろう。ともすれば「投機的性質」ゆえの危険を孕む「推測批判」を、一層進めるにあたって重要なのは、それを「まれに資格ある碩

学」のみ偶然許される所」と片付けるのではなく、不審本文と復元案の事例を多方面から蓄積し、集合知によって解決していくことではないか、と筆者は考える。前掲池田論文を収める『古典の批判的処置に関する研究』は、奇しくもそうした事例を集めた好著であるが、その刊行からすでに八十年を経た今、同種の試みが行われる機は熟していると言えよう。

昨今、研究の「手堅さ」が要求されるあまりに軽視されているものと憂慮するが、学術研究の大前提は、仮説の提示と、それに対する検証とを繰り返すことにこそある。その意識を改めて共有し、大胆な復元案を出し合い改善策を探ることこそが、『堤中納言物語』研究の発展にむけ、いま求められているのではないだろうか。本報告による提言を一つの捨て石として、今後いつその議論が高まることを期待したい。

注1 池田利夫「解説」『高松宮本堤中納言物語 国立歴史民俗博物館蔵』笠間書院、二〇〇七年。

2 鈴木一雄『堤中納言物語』研究小史『堤中納言物語研究序説』桜楓社、一九八〇年。

3 例えば田中登・山本登朗編『平安文学研究ハンドブック』（和泉書院、二〇〇四年）は「ただ本文校訂をすすめても、なおかつ読みの困難な部分が多々あり、そこに対して行き過ぎかとの警鐘を鳴らした」著として同書に言及する。

4 井上新子『堤中納言物語——研究の現在と展望』（横溝博・久下裕利編『堤中納言物語の新世界』武蔵野書院、二〇一七年）。

- 5 後藤康文「幻惑装置としての現存本文」(『堤中納言物語の真相』武蔵野書院、二〇一七年)。
- 6 『堤中納言物語』所収各篇の本文の引用は、国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本(H1600.721 ゐ函3)のデジタル画像による。
- 7 山岸徳平『堤中納言物語全註解』(有精堂、一九六二年)。
- 8 稲賀敬二『日本古典文学全集 堤中納言物語』(小学館、一九七二年)。
- 9 塚原鉄雄『新潮日本古典集成 堤中納言物語』(新潮社、一九八三年)。
- 10 後藤康文『はなだの女御』覚書―『堤中納言物語』の本文批判―『北海道大学文学研究科紀要』第一四七号、二〇一五年(二月)。
- 11 後藤康文『虫めづる姫君』復元『宮崎大学教育学部紀要(人文科学)』第七一号、一九九二年三月)。
- 12 後藤康文『はいずみ』覚書『北海道大学文学部紀要』第四六卷第三号、一九九八年三月)。
- 13 後藤康文『貝あはせ』覚書『北海道大学文学部紀要』第四七卷第一号、一九九八年一〇月)。
- 14 後藤康文『花桜折る中将』本文整理試案『中古文学』第五五号、一九九五年五月)。
- 15 池田亀鑑「国文学に於ける文献批判の方法論」(『古典の批判的処置に関する研究 第二部』岩波書店、一九四一年)。
- 16 石田穰二「ことばの世界としての源氏物語」(『源氏物語攷その他』笠間書院、一九八九年。礎稿の初出は一九七七年)。
- 17 加藤昌嘉「句読を切る。本文を改める。」(『揺れ動く『源氏物語』』勉誠出版、二〇一一年。礎稿の初出は二〇〇七年)。

- 18 ただし同論の態度は、あくまで合理的に読解可能な本文を新たに創り出すことを是とするものであり、本文転化の過程を重んじ「復元」を旨とする本報告とは方針を異にする。
- 19 陣野英則『源氏物語』の本文校訂をめぐる―「須磨」巻の「くしとらす」攷―『国文学研究』一七四号、二〇一四年一〇月)。

(付記) 本稿は、中古文学会令和三年度秋季大会(オンライン開催、二〇二二年一〇月九日・一〇日)第一日目シンポジウム「堤中納言物語研究の現在」における基調報告をもとに活字化したものである。